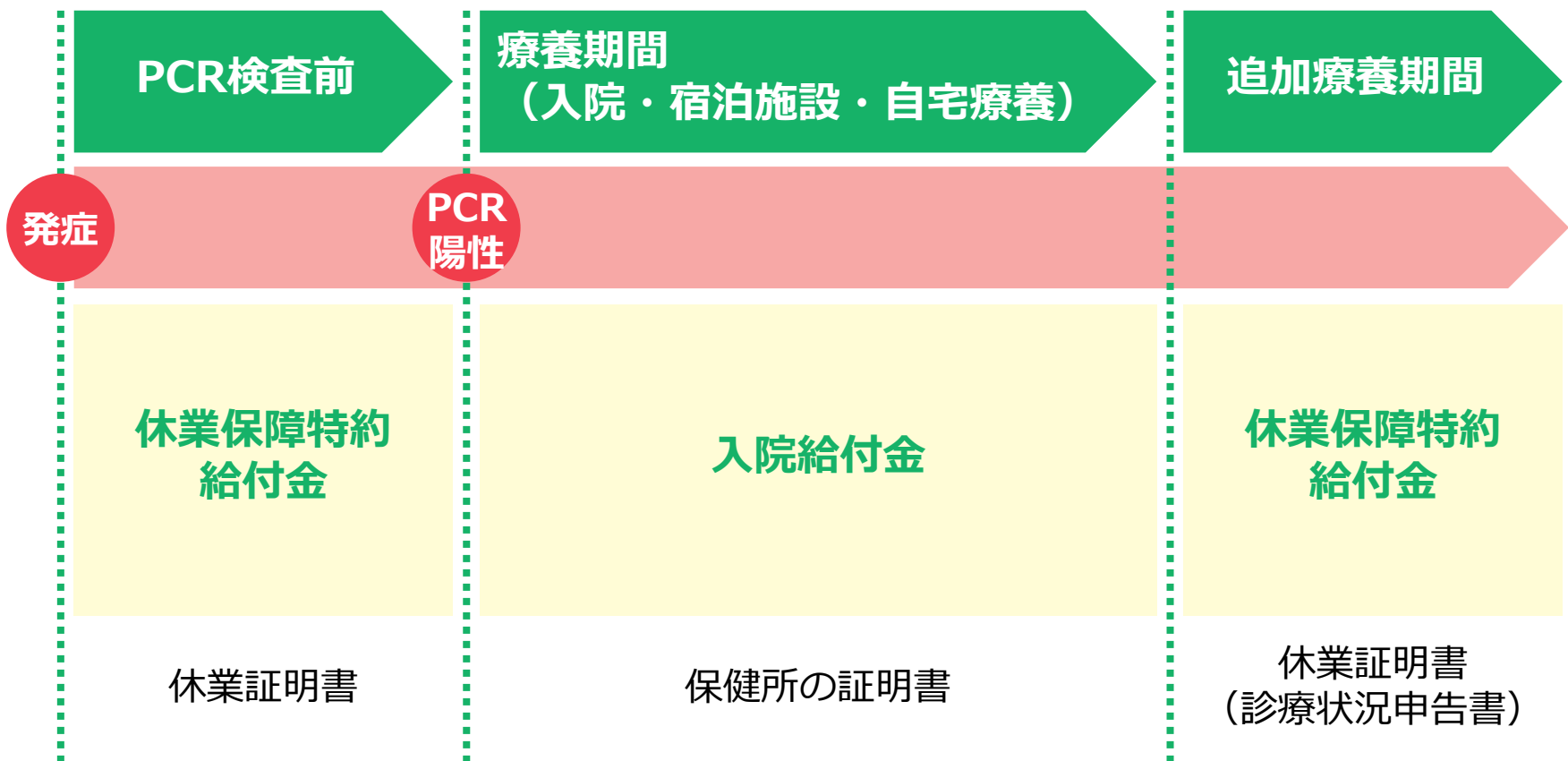




# 医療共済制度のよくある質問

## ① 新型コロナウイルス感染症に関する医療共済の対応について

### ■ 時系列での対応する医療共済給付金





# 医療共済制度のよくある質問

## ① 新型コロナウイルス感染症に関する医療共済の対応について

### ■ Q&A

#### PCR 検査前

**Q** 体調不良で自宅療養していたが熱が高くなりPCR検査を受け陽性となった場合の自宅療養期間は対象となるか。

必要書類

**A** 自宅療養期間については休業保障特約の対象となる。  
(ただし5日目以降から対象となる。)

休業証明書

#### 療養期間

**Q** 宿泊施設・自宅療養でも給付金対象となるか。

**A** 入院・施設・自宅を問わず、新型コロナに罹患し療養をされた場合には、入院給付金の対象となる。

**Q** 療養期間は具体的にいつからいつまでを指すのか。

必要書類

**A** PCR検査の結果陽性判定を受けてから、保健所からの指示による就業制限解除(療養解除)日までの期間とする。

**Q** 療養期間の証明書はどうするのか。

保健所が発行する療養期間を証明する書類(就業制限通知書・就業制限解除通知書等)

**A** 保健所が発行する証明書で対応可。(就業制限通知書(いつ発症・陽性判定となったか。いつ頃までは就業制限しなければならぬか?)就業制限解除通知書(いつ就業制限が解除となったのか?)の2通発行する保健所が多い。)

**Q** 入院した場合の証明書はどうするのか。

**A** 保健所の発行する証明書で対応可。(病院の発行する診療明細書でも可。診断書は不要。)



# 医療共済制度のよくある質問

## ① 新型コロナウイルス感染症に関する医療共済の対応について

### ■ Q&A

#### 追加療養期間

**Q** 療養期間が解除となったが、体調が悪く、さらに1週間休業したが、この場合は保障の対象となるか。

**A** 療養期間終了後も体調が悪く出社できない場合、また会社からの指示で休業を延長する場合は、休業保障特約の対象とする。  
(ただし14日間を限度とする。)

必要書類

本人からの自認書（診療状況申告書）・休業証明書  
(会社指示の場合は会社指示によると追記すること)

#### 復帰後

**Q** 新型コロナウイルスの後遺症として自宅療養しているが、保障の対象となるか。

**A** 通常の疾病と同様、医師の指示で自宅療養する場合は、休業保障特約給付金の対象となる。

必要書類

診断書・休業証明書

#### その他

**Q** 濃厚接触者として会社を休んでいる場合は、保障対象となるか。

**A** 対象とはならない。  
(あくまでも新型コロナウイルスに罹患することが条件となる。)

※ 給付金請求する場合には、上記の書類の他医療共済の給付金請求書・同意書（病院に入院された場合）が必要となります。

※ 保健所が発行する療養期間を証明する書類は、名称・様式とも統一されていません。加入者に対してはとりあえず保健所が発行している書類を全て送付してもらうようにして下さい。